

2025年度版

J A 木更津市の概要

(ディスクロージャー誌)

木更津市農業協同組合

は じ め に

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A 木更津市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌 2025 年度版を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 4 月 木更津市農業協同組合

プ ロ フ ィ ー ル

◇名 称	木更津市農業協同組合
◇設 立	昭和 38 年 6 月 17 日
◇本店所在地	木更津市長須賀 382 番地
◇代表理事組合長	石渡 肇
◇出資金	23 億円（令和 6 年 12 月 31 日現在）
◇総資産	873 億円（令和 6 年 12 月 31 日現在）
◇単体自己資本比率	14.12%（令和 6 年 12 月 31 日現在）
◇組合員数	8,342 人（令和 6 年 12 月 31 日現在） 〔正組合員 3,886 人・准組合員 4,456 人〕
◇役員数	21 人〔理事 16 人・監事 5 人〕（令和 6 年 12 月 31 日現在）
◇職員数	129 人（令和 6 年 12 月 31 日現在）
◇事業所	本店 1 支店 4 経済センター 2 農機センター 2 ガソリンスタンド 1 他

◎本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第 37 条の 2 の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

◎記載の金額は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

目 次

1. あいさつ・経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和6年度）	2
4. 農業振興活動	3
5. 地域貢献情報	4
6. リスク管理の状況	8
7. 自己資本の状況	12
8. 主な事業の内容	13

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	18
2. 損益計算書	19
3. キャッシュ・フロー計算書	20
4. 注記表	21
5. 剰余金処分計算書	41
6. 部門別損益計算書	43
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	45
8. 会計監査人の監査	45

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	47
4. 受取・支払利息の増減額	47

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標	48
① 科目別貯金平均残高	48
② 定期貯金残高	48
(2) 貸出金等に関する指標	48
① 科目別貸出金平均残高	48
② 貸出金の金利条件別内訳残高	49
③ 貸出金の担保別内訳残高	49
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	49
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	49
⑥ 貸出金の業種別残高	50
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	50
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	52
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	52
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
⑪ 貸出金償却の額	53
(3) 内国為替取扱実績	53
(4) 有価証券に関する指標	54
① 種類別有価証券平均残高	54
② 商品有価証券種類別平均残高	54
③ 有価証券残存期間別残高	54
(5) 有価証券等の時価情報等	55
① 有価証券の時価情報	55
② 金銭の信託の時価情報	56
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	57

目 次

2. 共済取扱実績	58
(1) 長期共済保有高	58
(2) 医療系共済の共済金額保有高	58
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	59
(4) 年金共済の年金保有高	59
(5) 短期共済新契約高	59
3. 農業・生活その他事業取扱実績	60
(1) 購買事業取扱実績	60
①受託購買品	60
②買取購買品	60
(2) 販売事業取扱実績	61
①受託販売品	61
②買取販売品	61
③直売所販売品	61
(3) 保管事業取扱実績	61
(4) 利用事業取扱実績	61
(5) その他の事業取扱実績	62
(6) 指導事業	62
(7) 特別会計	62
 IV 経営諸指標	
1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63
3. 職員一人当たり指標	63
4. 一店舗当たり指標	63
 V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	64
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	68
4. 信用リスク削減手法に関する事項	72
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	74
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	75
9. 金利リスクに関する事項	76
 【JAの概要】	
1. 機構図	79
2. 役員構成（役員一覧）	80
3. 会計監査人の名称	80
4. 組合員数	80
5. 組合員組織の状況	81
6. 特定信用事業代理業者の状況	81
7. 地区一覧	81
8. 沿革・あゆみ	82
9. 店舗等のご案内	85
 法定開示項目掲載ページ一覧	86

1. あいさつ・経営方針

組合員のみなさまには、日頃より農協運営に対し特段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

昨年の日本経済は、経済活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移しましたが、不安定な世界情勢の影響などによって資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

農業政策においては、日本の農政の基本理念と方向性を定めた「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりに改正され、食料安全保障の確保と農業の持続的な発展に向けて、大きな転換期を迎えることとなりました。

改正後の基本理念には合理的な費用を考慮した価格形成が新たに位置づけられており、農業の持続的な発展に欠かせない適正な価格形成の実現に向けて、JAグループとして情報発信を進めていく必要があります。

農業を取り巻く環境は、生産資材の高止まりや農業従事者の減少や高齢化、担い手不足による耕作地の減少などが続くなか、異常気象による生育障害や病害虫の発生リスクなどにより、ますます厳しさを増しております。

当組合は、木更津市の農業の維持拡大に向けて昨年新たにJA木更津市農業振興計画を策定いたしました。本市農業においては、温暖な気候に加え首都圏近郊という恵まれた立地を活かし、各種農産物の生産が盛んに行われております。基幹作物の水稻については、消費拡大とブランド力向上を目的として、木更津市、木更津市農業委員会との共催による令和6年度「木更津産米」食味分析コンクールを開催し、最優秀賞、優秀賞を受賞したお米については、農畜産物収穫祭や富来田地区感謝祭で販売しました。また、大手食品会社とのコラボによる地元特産品のブルーベリーを使用した木更津ブルーベリーゼリーの開発販売に取り組みました。今後も木更津市の農業振興と「食」の安全・安心と地域内消費「木産・木消」の推進活動に取り組んでまいります。

事業実績につきましては、令和6年度事業収支計画及び中期3か年計画に基づき取り組んだ結果、事業利益は計画を上回る5千9百万円を確保することが出来ました。

財務基盤の強化につきましては、中期3か年計画に基づく増資運動に取り組んだ結果、7千5百万円の出資払込をいただき、出資金残高は23億6千9百万円となり、自己資本比率は14.12%、固定比率は526.4%となりました。これもひとえに組合員みなさまのご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

今後も期間利益の確保と財務基盤の強化に取り組むとともに、業務管理体制（ガバナンス）の強化とコンプライアンスの徹底を図り、不祥事未然防止に努めてまいります。

本年度は新たな中期3か年計画の初年度になります。JAグループ千葉の共通テーマである「食と農と組合員の暮らしを支え、地域社会にJAの価値を提供～協同組合は変革し、時代とともに進化しつづける～」のもと、「不断の自己改革」の実践に取り組んでまいりますので、組合員のみなさまには、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、みなさまのご健康とご繁栄をご祈念申し上げご挨拶いたします。

木更津市農業協同組合
代表理事組合長 石渡 肇

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため女性部を選出母体とする女性理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和 6 年度）

当組合は中期 3 か年計画の 3 年目として経営の健全化と財務・組織基盤の強化に取り組んでまいりました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

営農指導事業については、担い手支援をはじめ、圃場巡回、米の食味値・味度値の分析や土壌診断などを通じて「地域農業の振興」に取り組みました。

営農支援事業については、耕耘作業や移植床作りをはじめ、除草作業や防護柵の設置作業など様々な作業受託に取り組みました。

販売事業については、青果物の市場出荷・契約販売・直売などの多元販売や朝採りトウモロコシのコンテナ出荷拡大や果樹品目（梨・ブルーベリー・イチジク）の規格外品販売強化などにも取り組み、販売事業取扱高は 9 億 7 千 9 百万円となりました。

購買事業については、肥料農薬の予約購買や木更津ブランド米の供給、市内小中学校の給食用有機米の供給をはじめ、機関誌『ほなみ』等を活用した情報提供と訪問活動を展開し、農機自動車、耐久資材、燃料購買などを含めた購買事業の供給・取扱高は 11 億 6 千万円となりました。

農業生活関連事業の農機具修理事業では、迅速正確な整備対応と農繁期対応に取り組み、自動車修理事業では、車検キャンペーンや愛車点検感謝デーの実施により車検台数の獲得に努めました。祭司事業は葬儀縮小化の影響を受けながらも取扱い件数は 129 件となりました。不動産関連事業については、賃貸や白蟻防除事業を中心に 908 件の取引件数となりました。その結果、農業生活関連の事業収益は 3 億 7 千 6 百万円となりました。

信用事業については、年金相談会や貯金キャンペーンの定期的な実施により、個人貯金の残高伸長に努めるとともに JA カード等の附帯取引拡大に取り組みました。また、貸出金については、小口ローンの定期的なキャンペーンの実施や農業関連資金・住宅関連資金を中心とした積極的な推進に取り組みました。その結果、貯金残高は 827 億 2 千 3 百万円、貸出金残高は 74 億 3 千万円となりました。

共済事業については、組合員・利用者一人ひとりに寄り添った活動を展開するとともに「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスのとれた総合保障の提供や保障点検訪問活動を展開し、その結果、長期共済 117 億 5 千万円、年金共済年金額 3 千 5 百万円、自動車共済 3,605 件の新契約をいただきました。また、満期や保障で 30 億 3 千 9 百万円の共済金をお支払いすることができました。

健康管理活動については、組合員みなさまの暮らしと健康を守る活動として、集団検診や人間ドックを実施しました。その結果、集団検診受診者 113 人、人間ドック受診者 53 人、総受診者 166 人の実績となりました。

コンプライアンスに関する取り組みについては、全役員を対象とした研修会を年 2 回、職員を対象とした研修会は階層別に毎月開催し、コンプライアンス態勢の確立強化と不祥事未然防止に努めてまいりました。

4. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

当組合は、木更津市の農業の維持拡大に向けて昨年新たにＪＡ木更津市農業振興計画を策定いたしました。本市農業においては、温暖な気候に加え首都圏近郊という恵まれた立地を活かし、各種農産物の生産が盛んに行われています。基幹作物の水稻については、消費拡大とブランド力向上を目的として、木更津市、木更津市農業委員会との共催による令和６年度「木更津産米」食味分析コンクールを開催し、最優秀賞、優秀賞を受賞したお米については、農畜産物収穫祭や富来田地区感謝祭で販売しました。また、大手食品会社とのコラボによる地元特産品のブルーベリーを使用した木更津ブルーベリーゼリーの開発販売に取り組みました。今後も木更津市の農業振興と「食」の安全・安心と地域内消費「木産・木消」の推進活動に取り組んでまいります。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

①農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当ＪＡは、「信頼度が地域で一番」「信頼度が日本で一番」をモットーに、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・生活事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉等も視野に入れた事業活動を行っています。

②農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農推進課に営農指導員を配置するとともに、君津農業事務所等とも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導を行っています。

③農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

④担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業者や農業後継者として新規就農者および定年退職後の新規就農者、帰農者等を対象に各種品目の栽培講習会を開催するとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

⑤農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業経営を行っています。また、農業への理解を促進するため、家庭菜園に対する栽培講習会の実施、学童、学校農園へのアドバイス・体験農業への支援や市内小・中学校給食へ給食用有機米を供給し食育推進運動に取り組んでいます。

5. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

近年、政治・経済・社会は大きく変化し、人々の暮らしに様々な影響をもたらしている。と同時に地球や人類にとって深刻な問題が想定され、この発生原因が現代の社会経済のしくみと大きくかかわっています。

こうしたしくみの改善を企業や政府などだけに期待するのではなく、一人ひとりの自覚の基で行動し、人々が意識的に協同することにより自分達の手で新たな暮らし方、新たな社会のしくみを創造する動きも生まれています。

これら共通の思いを持った人々が単なる金儲けのためではなく、暮らしそのものを良くするために自主的かつ民主的に運営する組織として『協同組合』があり、時代背景と人々の動きの中で協同組合に対する期待が一段と高まり、果たすべき役割も重要になってきています。

◇地域貢献情報

（1）全般に関する事項

①協同組織の特性

当組合は、木更津市一円を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となり、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、農業はもとより地域の発展と活性化に資することを目的とする地域経済・金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員のみなさま等からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員のみなさまや、地域公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

②組合員の数

（単位：人，団体）

資 格 区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	3, 9 6 9	3, 8 8 6	△ 8 3
個 人	3, 9 5 3	3, 8 7 0	△ 8 3
法 人	1 6	1 6	—
准 組 合 員	4, 4 9 4	4, 4 5 6	△ 3 8
個 人	4, 4 7 5	4, 4 3 8	△ 3 7
法 人	1 9	1 8	△ 1
合 計	8, 4 6 3	8, 3 4 2	△ 1 2 1

③出資金の額

(単位：千円)

資 格 区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	1,382,510	1,363,077	△19,433
准 組 合 員	929,905	970,711	40,806
処 分 未 済 持 分	18,626	35,540	16,914
合 計	2,331,041	2,369,328	38,287

(2)地域からの資金調達の状況

①貯金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
当 座 性 貯 金	43,866	44,857	991
定 期 性 貯 金	39,410	37,865	△1,545
うち定期積金	517	480	△37
合 計	83,276	82,723	△553

②貯金商品

区 分	商 品
当 座 性 貯 金	普通貯金・当座貯金・総合口座・貯蓄貯金 納税準備貯金
定 期 性 貯 金	スーパー定期貯金・大口定期貯金・変動金利定期貯金 期日指定定期貯金
そ の 他 の 貯 金	定期積金

(3)地域への資金供給の状況

①貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
組 合 員	6,928	7,409	481
地 方 公 共 団 体 等	—	—	—
そ の 他	565	21	△543
合 計	7,493	7,430	△62

②制度融資取扱い状況

区 分	制 度 の 概 要 等
農 業 近 代 化 資 金	農業経営の展開を図るために必要な農業用施設・農機具等の取得に必要な資金を長期低利でご融資します。
農 業 改 良 資 金	自らの創意工夫で農業経営を発展させるための最新技術・新規作物の導入等、新たなチャレンジに必要な資金を無利子でご融資します。
青 年 等 就 農 資 金	新たに就農しようとする方に、機械の購入・施設の設置等に必要な資金を無利子でご融資します。
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え資金です。

③主な融資商品

区 分	種 類
短 期 資 金	手形貸付
農 業 資 金	農機ハウスローン・アグリマイティー資金・農業近代化資金
住 宅 資 金	住宅ローン・リフォームローン
事 業 資 金	賃貸住宅事業資金・農外事業資金
生 活 資 金	マイカーローン・教育ローン・フリーローン・カードローン
そ の 他 資 金	貯金担保貸付・共済担保貸付

※その他各種用途別の商品をご用意しております。

(4)文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

①文化的・社会的貢献に関する事項

顧問税理士・顧問弁護士・社会保険労務士等による各種無料相談会を開催しております。また木更津警察署への地域安全に関する情報提供や木更津市への道路損傷ならびに廃棄物不法投棄に関する情報提供や災害時の物資供給及び施設の提供協定、木更津市社会福祉協議会との協力体制による高齢者福祉活動への取り組み、交通遺児育英募金の実施など、さまざまな地域活動を展開しております。

②利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会による親睦旅行等の開催、人間ドック利用助成などの活動を展開しております。

③情報提供活動

組合員のみなさまに広報誌『ほなみ』を毎月1回発行するとともに、ホームページを通じて組合員・利用者みなさまへの情報提供に努めています。

ホームページアドレス <http://www.ja-kisarazu.or.jp/>

④店舗体制

店 舗 名	住 所	電 話 番 号
本 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 0501
中 央 支 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 8731
清 川 支 店	〒292-0035 木更津市中尾 1919-2	0438 - 98 - 0221
真 船 支 店	〒292-0803 木更津市幸町 2-1-1	0438 - 36 - 1212
富 来 田 支 店	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5311
生 活 館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 25 - 8711
中 郷 経 済 セ ン タ ー	〒292-0026 木更津市井尻 503	0438 - 98 - 6681
富 来 田 経 済 セ ン タ ー	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5313
中 郷 農 機 セ ン タ ー	〒292-0026 木更津市井尻 525-1	0438 - 98 - 0279
富 来 田 農 機 セ ン タ ー	〒292-0213 木更津市下内橋 100-1	0438 - 53 - 3311
中 郷 給 油 所	〒292-0026 木更津市井尻 524	0438 - 98 - 7453

6. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、当ＪＡでは、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高く高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、総務部に審査課を設置し、金融課および各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方

針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。資金運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。資金運用課が行った取引についてはリスク対応課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について監事監査や内部監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

〔リスク管理体制図〕

組 織 等	役 割 ・ 責 任 等
理事会	リスク管理基本方針を策定するとともに、当該方針を適切に実践する管理態勢を整備し、当 JA の健全性確保に責任を負う。
ALM 委員会	当 JA の安定的収益を確保するため、経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスク等をタイムリーかつ正確に把握し、資金の調達・運用を中心に直接関係する経営・事業の全般について協議・検討することにより、資産・負債を総合的に管理する。
リスク管理部署	当 JA におけるリスク管理業務全般を統括し、リスク管理体系の構築と、その有効性の検証及び改善等を行う。 リスク管理総括部署は金融部リスク対応課が担当する。 リスク管理部署の役割は以下のとおりとする。 ・ 本基本方針を所管する。 ・ 当 JA 全体のリスクを総合的に把握・管理する。 ・ 個々のリスクについて管理・モニタリングを行う。 ・ 各リスクの管理体系を構築し、その有効性の検証及び改善を行う。
内部監査部署	リスク管理基本方針に基づいて、当 JA 全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行い、必要に応じて理事会・ALM 委員会等へ報告する。

・ 自然災害や伝染病、テロ・犯罪等に伴う突発的な事象による緊急リスクが生じた場合は、常勤理事及び各部長により構成する対策本部を都度設置し対応して行く。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

（電話：0438—23—0501（午前9時～午後5時 金融機関の休業日除く））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【信用事業】

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。尚、東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの各弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。また、東京以外の地域のお客様からのお申し出については、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

【共済事業】

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告できるよう、適切な措置を講じています。

7. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年１２月末における自己資本比率は、14.12%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	木更津市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,369 百万円（前年度 2,331 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実制度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成 15 年度より増資運動に取り組んでおり、令和 6 年度末の出資金額は、対前年度比 3 千 8 百万円増の 23 億 6 千 9 百万円となっています。

8. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階※の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

(※千葉県についてはＪＡ・農林中央金庫の２段階となっています。)

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主 な 貯 金 商 品 一 覧

種 類	期 間	預 入 単 位	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	1 円単位	一冊の通帳に「貯める・殖やす・支払う・借りる」の４つの機能
貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	1 円単位	預け入れ残高に応じて金利がお得になります
ス ー パ ー 定 期	1 カ月以上 1 0 年以内	1 円以上	300 万円以上と未満で異なる金額 階層別金利
大 口 定 期 貯 金	〃	1000 万円以上	期間内で任意に満期日指定可能
変 動 金 利 定 期 貯 金	1 ・ 2 ・ 3 年	1 円以上	元本保証で複利型は半年複利で高 利回り

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主 な 貸 出 商 品 一 覧

種 類	期 間	貸 出 限 度	資 金 使 途
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	15 年以内	機関保証付 1,800 万円以内	農業機械等の取得に係わる資金
アグリマイティー資金	15 年以内 但し対象事業に応じ最長 20 年以内	事 業 費 の 範 囲 内	地域農業および農業地域発展に資する前向きな事業に必要な資金
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	30 年以内	機関保証付 3 億円以内	賃貸住宅の建設・増改築等の資金
住 宅 ロ ー ン	50 年以内	機関保証付 1 億円以内	住宅等の取得資金
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	20 年以内	機関保証付 1,500 万円以内	住宅の増改築・補修等の資金
教 育 ロ ー ン	15 年以内	機関保証付 1,000 万円以内	教育施設に支払う入学金・授業料・学費
マ イ カ ー ロ ー ン	15 年以内	機関保証付 1,000 万円以内	マイカーの購入に係わる資金
カ ー ド ロ ー ン	1 年間の自動延長	機関保証付 極度額 10 万円 ～ 300 万 円 以 内	組合員の生活に必要な一切の資金

※ その他各種用途別の商品をご用意しております。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用（一部店舗のみ）、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇おもな手数料一覧

項 目	手 数 料	備 考
内国為替手数料	660円	他金融機関あて3万円未満
	880円	他金融機関あて3万円以上
貯金業務に関する手数料	550円	再発行に関する手数料(通帳・証書1冊(枚))
A T M利用手数料	無 料	当組合のキャッシュカード利用 (8:00～21:00)

項 目	手 数 料	備 考
貸出金に関する手数料	4 4 0 円	融資利息証明書 1 通
その他の業務手数料	8 8 0 円	送金・振込の組戻料
国債窓販口座管理手数料	1 1 0 円	110 円×月数（1 口座につき）
貸金庫	6, 6 0 0 円	年間手数料（清川支店）
窓口両替	3 3 0 円	50 枚～500 枚
ネットバンク	3 3 0 円	3 万円以上（他金融機関あて）

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、平成 17 年 4 月 1 日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者みなさまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷しています。また、「木産・木消」への取り組みとして、本店生活館にファーマーズマーケットを開設し、消費者のみなさまに直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

◇購買事業

経済センターでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。職員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設や農業機械を組合員に利用してもらうために設置しています。

◇各種相談事業

当 JA では、法務・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

〔その他の事業〕

◇旅行事業

千葉県知事登録国内旅行業「農協観光きさらづ」による主催旅行のほか、(株)農協観光との業務提携により、組合員並びに地域住民に対する国内・海外旅行の企画、斡旋等を行っています。

◇資産管理事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設、賃借の仲介、斡旋等を行っています。

◇白蟻駆除事業

組合員や地域の皆様の大切な家屋を守り、より快適な暮らしへ役立つことを目指し、取扱業者と連携した白蟻駆除事業、害獣駆除事業を行っております。

◇祭司事業

葬儀・法事・新盆等に関するご相談、施行及びそれらに関わる生花・成籠・各種引出物等の取扱いを承っております。

（２）系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットです。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」に２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてはチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっております。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

	令和5年度 (令和5年12月31日)	令和6年度 (令和6年12月31日)		令和5年度 (令和5年12月31日)	令和6年度 (令和6年12月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	82,634,574	81,044,691	1. 信用事業負債	83,694,053	83,025,807
(1) 現金	574,857	482,929	(1) 貯金	83,276,852	82,723,099
(2) 預金	68,185,891	66,608,029	(2) その他の信用事業負債	417,201	302,708
系統預金	68,175,193	66,590,189	未払費用	2,543	9,407
系統外預金	10,698	17,840	その他の負債	414,657	293,300
(3) 有価証券	6,112,840	6,185,050	2. 共済事業負債	234,160	220,506
国債	6,112,840	6,185,050	(1) 共済資金	140,417	125,903
(4) 貸出金	7,493,354	7,430,822	(2) 未経過共済付加収入	92,633	93,115
(5) その他の信用事業資産	269,070	338,698	(3) その他の共済事業負債	1,109	1,487
未収収益	251,048	309,910	3. 経済事業負債	119,827	104,278
その他の資産	18,022	28,787	(1) 経済事業未払金	103,199	86,369
(6) 貸倒引当金	△ 1,439	△ 837	(2) 経済受託債務	16,519	17,777
2. 共済事業資産	342	399	(3) その他の経済事業負債	108	132
(1) その他の共済事業資産	342	399	4. 雑負債	173,360	203,442
3. 経済事業資産	394,138	497,036	(1) 未払法人税等	24,023	15,782
(1) 経済事業未収金	64,452	72,789	(2) 資産除去債務	29,067	29,130
(2) 経済受託債権	226,143	335,834	(3) その他の負債	120,270	158,529
(3) 棚卸資産	102,165	87,036	5. 諸引当金	34,448	18,056
購入品	101,588	86,585	(1) 退職給付引当金	22,137	3,174
その他の棚卸資産	576	450	(2) 役員退職慰労引当金	11,745	14,316
(4) その他の経済事業資産	1,379	1,379	(3) 廃棄物処理費用引当金	565	565
(5) 貸倒引当金	△ 2	△ 4	6. 再評価に係る繰延税金負債	500,358	193,993
4. 雑資産	148,473	159,158	負債の部合計		84,756,208
(1) 特例業務負担金(長期前納分)	85,217	74,991			
(2) その他の資産	63,256	84,167	(純資産の部)		
5. 固定資産	2,542,095	1,426,316	1. 組合員資本	3,967,169	4,027,484
(1) 有形固定資産	2,519,847	1,404,398	(1) 出資金	2,331,041	2,369,328
建物	1,616,321	1,632,375	(2) 利益剰余金	1,654,754	1,693,696
機械装置	146,472	147,061	利益準備金	580,000	630,000
土地	2,229,781	1,122,173	その他利益剰余金	1,074,754	1,063,696
その他の有形固定資産	271,438	270,878	経営基盤安定化積立金	523,106	623,106
減価償却累計額	△ 1,744,165	△ 1,768,089	当期末処分剰余金	551,648	440,589
(2) 無形固定資産	22,247	21,917	(うち当期損失金)	91,413	746,463
6. 外部出資	3,575,219	4,117,219	(3) 処分未済持分	△ 18,626	△ 35,540
(1) 外部出資	3,575,219	4,117,219	2. 評価・換算差額等	587,274	△ 460,503
系統出資	3,343,575	3,885,575	(1) その他有価証券評価差額金	△ 721,326	△ 967,860
系統外出資	231,644	231,644	(2) 土地再評価差額金	1,308,600	507,357
7. 繰延税金資産	15,809	88,244	純資産の部合計		4,554,444
資産の部合計			負債及び純資産の部合計		89,310,653
	89,310,653	87,333,066		89,310,653	87,333,066

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	令和6年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	科 目	令和5年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	令和6年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
1. 事業総利益	1,040,227	1,079,891	(17) 農機具修理事業収益	49,800	51,739
事業収益	1,986,609	2,141,127	(18) 農機具修理事業費用	25,222	25,170
事業費用	946,382	1,061,236	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
(1) 信用事業収益	443,941	493,672	農機具修理事業総利益	24,578	26,568
資金運用収益	397,908	447,665	(19) 自動車修理事業収益	58,095	62,028
(うち預金利息)	(280,143)	(344,413)	(20) 自動車修理事業費用	21,671	25,072
(うち有価証券利息)	(32,883)	(35,783)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
(うち貸出金利息)	(79,251)	(67,468)	自動車修理事業総利益	36,424	36,955
(うちその他受入利息)	(5,630)	(0)	(21) ガソリンスタンド事業収益	79,524	76,098
役務取引等収益	24,001	23,648	(22) ガソリンスタンド事業費用	71,069	68,805
その他経常収益	22,031	22,358	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(一)
(2) 信用事業費用	48,394	61,080	(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)
資金調達費用	6,768	19,739	ガソリンスタンド事業総利益	8,454	7,293
(うち貯金利息)	(5,146)	(18,236)	(23) 祭司事業収益	176,426	165,588
(うち給付補填備金繰入)	(12)	(20)	(24) 祭司事業費用	120,301	109,144
(うちその他支払利息)	(1,608)	(1,482)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
役務取引等費用	6,473	6,308	祭司事業総利益	56,124	56,444
その他経常費用	35,153	35,032	(25) 観光事業収益	1,583	3,570
(うち貸倒引当金戻入益)	(△874)	(△602)	(26) 観光事業費用	1,423	3,255
(うち貸出金償却)	(667)	(260)	観光事業総利益	159	314
信用事業総利益	395,547	432,591	(27) 指導事業収入	7,549	7,091
(3) 共済事業収益	307,014	303,313	(28) 指導事業支出	24,849	25,251
共済付加収入	291,490	285,636	指導事業収支差額	△ 17,299	△ 18,159
その他の収益	15,523	17,677	2. 事業管理費	1,001,685	1,020,850
(4) 共済事業費用	15,150	15,192	(1) 人件費	669,299	679,718
共済推進費	10,417	10,118	(2) 業務費	120,846	123,240
共済保全費	1,996	2,461	(3) 諸税負担金	40,653	45,971
その他の費用	2,736	2,612	(4) 施設費	160,143	166,657
共済事業総利益	291,863	288,121	(5) その他事業管理費	10,742	5,261
(5) 購買事業収益	780,539	910,793	事業利益	38,541	59,040
購買品供給高	704,309	831,840	3. 事業外収益	168,278	20,206
購買手数料	66,450	66,258	(1) 受取雑利息	2	2
その他の収益	9,779	12,693	(2) 受取出資配当金	50,989	12,875
(6) 購買事業費用	627,940	736,471	(3) 賃貸料	2,946	4,282
購買品供給原価	609,879	664,716	(4) 償却債権取立益	106,218	884
購買品供給費	13,713	13,898	(5) 雑収入	8,120	2,161
その他の費用	4,348	57,856	4. 事業外費用	301	504
(うち貸倒引当金戻入益)	(△61)	(一)	(1) 寄付金	221	332
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)	(2) 雑損失	79	171
購買事業総利益	152,598	174,321	経常利益	206,519	78,743
(7) 販売事業収益	54,094	52,515	5. 特別利益	704	一
販売手数料	32,480	40,496	(1) 一般補助金	704	一
その他の収益	21,613	12,018	6. 特別損失	331,514	1,107,608
(8) 販売事業費用	3,717	4,431	(1) 固定資産処分損	1,277	0
その他の費用	3,717	4,431	(2) 固定資産圧縮損	704	一
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7)	(一)	(3) 減損損失	329,532	1,107,608
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(1)	税引前当期損失	124,290	1,028,864
販売事業総利益	50,376	48,084	法人税、住民税及び事業税	35,860	18,330
(9) 保管事業収益	11,613	12,723	法人税等調整額	△ 68,738	△ 300,732
(10) 保管事業費用	2,338	1,999	法人税等合計	△ 32,877	△ 282,401
保管事業総利益	9,274	10,724	当期損失金	91,413	746,463
(11) 利用事業収益	495	1,090	当期首繰越剰余金	388,766	385,809
(12) 利用事業費用	94	66	経営基盤安定化積立金取崩額	68,285	一
利用事業総利益	400	1,023	土地再評価差額金取崩額	186,010	801,243
(13) 資産管理事業収益	25,695	10,294	当期未処分剰余金	551,648	440,589
(14) 資産管理事業費用	961	387			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)			
資産管理事業総利益	24,734	9,907			
(15) 白蟻駆除事業収益	6,989	5,700			
(16) 白蟻駆除事業費用	△0	0			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(一)			
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)			
白蟻駆除事業総利益	6,989	5,700			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	令和6年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	科 目	令和5年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	令和6年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			信用事業資金運用による収入	363,809	353,015
税引前当期利益	-	-	信用事業資金調達による支出	△ 7,019	△ 12,828
税引前当期損失	124,290	1,028,864	共済貸付金利息による収入	-	-
減価償却費	26,227	26,132	共済借入金利息による支出	-	-
減損損失	329,532	1,107,608	事業分量配当金の支払額	-	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 62,424	△ 600	小 計	316,390	859,359
賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	-	雑利息及び出資配当金の受取額	50,991	12,878
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,555	△ 18,962	雑利息の支払額	-	-
その他引当金等の増減額 (△は減少)	2,541	2,571	法人税等の支払額	△ 14,127	△ 26,572
信用事業資金運用収益	△ 365,025	△ 411,882			
信用事業資金調達費用	6,768	19,739	事業活動によるキャッシュ・フロー	353,255	845,666
共済貸付金利息	-	-			
共済借入金利息	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 50,991	△ 12,878	有価証券の取得による支出	△ 1,699,710	△ 4,269,106
支払雑利息	-	-	有価証券の売却による収入	1,230,811	3,908,078
有価証券関係損益 (△は益)	△ 32,883	△ 35,783	固定資産の取得による支出	△ 29,977	△ 28,126
固定資産売却損益 (△は益)	1,277	0	固定資産の売却による収入	6,799	10,163
外部出資関係損益 (△は益)	-	-	補助金の受入による収入	704	-
資産除去債務関連費用	61	63	外部出資による支出	-	△ 1,084,000
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			外部出資の売却等による収入	-	542,000
貸出金の純増 (△) 減	△ 862,556	62,532	資産除去義務履行による支出	-	-
預金の純増 (△) 減	1,400,000	1,600,000			
貯金の純増減 (△)	△ 330,286	△ 553,753	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 491,372	△ 920,990
信用事業借入金の純増減 (△)	-	-			
その他信用事業資産の増減額 (△は増加)	403	△ 10,765	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他信用事業負債の増減額 (△は減少)	66,222	△ 121,399	設備借入れによる収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入金の返済による支出	-	-
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-	出資の増額による収入	79,625	104,349
共済借入金の純増減 (△)	-	-	出資の払戻しによる支出	△ 52,934	△ 66,062
共済資金の純増減 (△)	△ 9,525	△ 14,513	持分の取得による支出	△ 18,636	△ 35,540
未経過共済付加収入の純増減 (△)	2,088	481	持分の譲渡による収入	18,217	18,626
その他共済事業資産の増減額 (△は増加)	△ 1	△ 56	回転出資金の受入による収入	-	-
その他共済事業負債の増減額 (△は減少)	213	377	回転出資金の払戻しによる支出	-	-
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 15,540	△ 15,839
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	10,261	△ 8,336			
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 76,850	△ 109,691	財務活動によるキャッシュ・フロー	10,731	5,533
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 10,241	15,128			
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 1,271	△ 16,830	4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
経済受託債務の純増減 (△)	1,703	1,257			
その他経済事業資産の増減額 (△は増加)	-	-	5. 現金及び現金同等物の減少額	127,385	69,790
その他経済事業負債の増減額 (△は減少)	△ 20	24			
(その他の資産及び負債の増減)			6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,333,898	1,206,512
その他資産の増減 (△)	80,231	△ 10,685			
その他負債の増減 (△)	△ 40,006	38,259	7. 現金及び現金同等物の期末残高	1,206,512	1,136,722
未払消費税の増減額 (△)	-	-			

令和5年度注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法（平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く））を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107,056千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の組合員等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は委託者との契約に基づき、サービスを提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④資産管理事業

組合員等の契約に基づき行う宅地等の売渡し、賃貸物件、および住宅等の修理等にかかる仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務のうち、売渡しの仲介サービスについては売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点、賃貸物件の仲介サービスについては賃貸借当事者間において賃貸借契約が完了した時点、修理にかかる仲介サービスについては工事が完了した時点において充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤白蟻駆除事業

組合員等の契約に基づき行う白蟻駆除の仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥農機具修理事業

組合員等の契約に基づき農機具の修理にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦自動車修理事業

組合員等の契約に基づき自動車等の修理・点検にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ガソリンスタンド事業

ガソリンなど石油製品やタイヤなどの物資を購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨祭司事業

組合員等の契約に基づき葬祭の執行にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬祭完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。又、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会千葉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」も行っています。

JA共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 329,532 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年2月に作成した対策後シミュレーションを基礎として算出しており、対策後シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は387,779千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924 千円 機械装置：646 千円 土地：32,789 千円 その他の有形固定資産：6,418 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 3,200,000 千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,009 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) ~ (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 77,959 千円、危険債権額は 44,428 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 122,388 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日：平成 10 年 12 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：1,071,112 千円

●同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 劣後特約貸付金の金額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 542,000 千円が含まれています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店（中央支店部分除く）や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

資産又は資産グループ	用 途	種 類	その他
中郷スタンド	業務用店舗	建物	
清川東部貸倉庫	賃 貸	土地	業務外固定資産
下矢那貸倉庫		土地	
旧清見台土地区画整理組合	遊休	土地・建物	
旧清見台支店		土地・建物・構築物	
職員第2駐車場		土地・構築物	
三角地臨時駐車場		土地	
十日市場倉庫跡地		土地	
生活購買資材置場		土地	
北の崎農業倉庫		土地・建物	
八万台集荷場		土地・建物	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

中郷スタンドについては、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減少し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当しています。

このうち、清川東部貸倉庫及び下矢那貸倉庫は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また、旧清見台土地区画整理組合・旧清見台支店・職員第2駐車場・三角地臨時駐車場・十日市場倉庫跡地・生活購買資材置場・北の崎農業倉庫・八万台集荷場の資産は稼働率が低いことから遊休資産として、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	主な固定資産の種類毎の損失の内訳
中郷スタンド	388 千円	建物：388 千円
清川東部貸倉庫	26 千円	土地：26 千円
下矢那貸倉庫	143 千円	土地：143 千円
旧清見台土地区画整理組合	37,616 千円	土地：37,459 千円 建物：157 千円
旧清見台支店	46,632 千円	土地：45,377 千円 建物等：1,254 千円
職員第2駐車場	57,745 千円	土地：56,880 千円 構築物：865 千円
三角地臨時駐車場	107,874 千円	土地：107,874 千円
十日市場倉庫跡地	10,173 千円	土地：10,173 千円
生活購買資材置場	32,974 千円	土地：32,974 千円
北の崎農業倉庫	33,935 千円	土地：33,715 千円 建物：219 千円
八万台集荷場	2,021 千円	土地：1,824 千円 建物：196 千円

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額等に合理的な調整を行って時価を算出し、時価から建物等の撤去費用を控除しています。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考虑し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 577,832 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	68,185,891	68,172,810	△13,081
有価証券			
その他有価証券	6,112,840	6,112,840	—
貸出金	7,493,354		
貸倒引当金(※1)	△1,439		
貸倒引当金控除後	7,491,915	7,512,377	20,462
資 産 計	81,790,646	81,798,028	7,381
貯金	83,276,852	83,252,354	△24,497
負 債 計	83,276,852	83,252,354	△24,497

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	3,575,219 千円
合計	3,575,219 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	68,185,891	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	6,800,000
貸出金 (※1, 2)	500,525	308,161	282,780	263,079	239,885	5,820,963
合計	68,686,416	308,161	282,780	263,079	239,885	12,620,963

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 162,453 千円については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 77,959 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※1)	77,813,860	3,185,694	2,083,942	93,067	100,286	—
合計	77,813,860	3,185,694	2,083,942	93,067	100,286	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額 (※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債 券			
	国 債	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債 券			
	国 債	6,112,840	6,834,166	△721,326
合 計		6,112,840	6,834,166	△721,326

※上記の差額はその他有価証券評価差額金に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	23,693 千円
退職給付費用	12,923 千円
退職給付の支払額	△215 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△14,263 千円
期末における退職給付引当金	22,137 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上

された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	380,645 千円
確定給付企業年金制度	△358,507 千円
未積立退職給付債務	22,137 千円
退職給付引当金	22,137 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	12,923 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,693 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、85,520 千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計の適用に伴う事項

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
其他有価証券評価差額金	199,518 千円
減損損失	77,641 千円
資産除去債務	8,196 千円
退職給付引当金	6,123 千円
役員退職慰労引当金	3,248 千円
外部出資評価損	3,074 千円
期末特別手当	2,268 千円
未払事業税	1,995 千円
貸付金利息不計上	430 千円
貸倒引当金	165 千円
その他	306 千円
繰延税金資産小計	302,969 千円
評価性引当額	△287,160 千円
繰延税金資産合計（A）	15,809 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計（B）	一千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	15,809 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税引前当期損失となるため注記を省略しています

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は11～30年、割引率は0.99%～2.18%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,005 千円
時の経過による調整額	61 千円
期末残高	29,067 千円

2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

令和6年度注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法（ただし、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法（平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物を除く））を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部リスク対応課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は107,316千円です。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 廃棄物処理費用引当金

PCBを含む機器を廃棄する際の費用発生に備えるため、PCB処理費用見積もりに基づく見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識勘定

当組合の組合員等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した米を保管・管理する事業であり、当組合は委託者との契約に基づき、サービスを提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④資産管理事業

組合員等の契約に基づき行う宅地等の売渡し、賃貸物件、および住宅等の修理等にかかる仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務のうち、売渡しの仲介サービスについては売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点、賃貸物件の仲介サービスについては賃貸借当事者間において賃貸借契約が完了した時点、修理にかかる仲介サービスについては工事が完了した時点において充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤白蟻駆除事業

組合員等の契約に基づき行う白蟻駆除の仲介サービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥農機具修理事業

組合員等の契約に基づき農機具の修理にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦自動車修理事業

組合員等の契約に基づき自動車等の修理・点検にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、作業完了後依頼者へ引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ガソリンスタンド事業

ガソリンなど石油製品やタイヤなどの物資を購入し、組合員等に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、商品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨祭司事業

組合員等の契約に基づき葬祭の執行にかかるサービスを提供する事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬祭完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。又、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会千葉県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」も行っています。

JA共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が全農千葉県本部より販売代金清算金を受取った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,107,608 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年2月に作成した対策後シミュレーションを基礎として算出しており、対策後シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は387,779千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物：347,924 千円 機械装置：646 千円 土地：32,789 千円 その他の有形固定資産：6,418 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 3,200,000 千円を為替決済の担保に供しています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,006 千円 理事及び監事に対する金銭債務の総額 一千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) ～ (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 77,099 千円、危険債権額は 65,603 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 142,702 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日：平成 10 年 12 月 31 日

●同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める、当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を査定するために国税庁長官が定めて公表をした方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店（中央支店部分除く）や、組合員の営農を支える集出荷場、倉庫、経済・農機センター等の営農関連施設、並びに組合員の生活に必要な物資や役務を提供する生活館、自動車修理工場などの生活関連施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

資産又は資産グループ	用 途	種 類	その他
本店（中央支店含む）	事業用資産	土 地	
本店職員第1駐車場			
西山農業倉庫			
営生低温倉庫			
中郷低温倉庫・集荷場			
畔戸農業倉庫			
孫の台農業倉庫			
下郡農業倉庫			
下郡集荷場			
鎌足倉庫			
うまくだ直売所			
富来田支店・経済センター			
清川墓石展示場			
清川東部貸倉庫	賃 貸	土 地	業務外資産
下矢那貸倉庫			

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、土地の時価が著しく下落しており減損損失の兆候に該当しております。このため、減損損失の認識判定を行い、将来の使用価値を見積ったところ、使用価値より帳簿価格が高いため回収可能額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。また、清川東部貸倉庫及び下矢那貸倉庫は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産ごとの減損損失の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額	固定資産ごとの減損損失の内訳
本店（中央支店含む）	667,134 千円	土 地
本店職員第1駐車場	110,713 千円	
西山農業倉庫	34,600 千円	
営生低温倉庫	36,872 千円	
中郷低温倉庫・集荷場	42,378 千円	
畔戸農業倉庫	7,260 千円	
孫の台農業倉庫	58,155 千円	
下郡農業倉庫	13,266 千円	
下郡集荷場	17,568 千円	
鎌足倉庫	33,480 千円	
うまくだ直売所	39,485 千円	
富来田支店・経済センター	28,491 千円	
清川墓石展示場	17,665 千円	
清川東部貸倉庫	74 千円	
下矢那貸倉庫	461 千円	

(4) 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は2.6%です。また、清川東部貸倉庫、下矢那貸倉庫の回収可能価額は正味売却価額を採用しており固定資産税評価額等に合理的な調整を行って時価を算出し、時価から建物等の撤去費用を控除しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。又、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。又、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。又、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が452,800千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。又、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	66,608,029	66,464,946	△143,083
有価証券			
その他有価証券	6,185,050	6,185,050	—
貸出金	7,430,822		
貸倒引当金(※1)	△837		
貸倒引当金控除後	7,429,984	7,447,005	17,020
資 産 計	80,223,064	80,097,001	△126,062
貯金	82,723,099	82,600,018	△123,080
負 債 計	82,723,099	82,600,018	△123,080

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

又、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。又、定期性貯金については、期間に基づく区
分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資	4,117,219 千円
合計	4,117,219 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	66,608,029	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	7,200,000
貸出金 (※1, 2)	488,494	311,824	288,448	266,012	243,020	5,755,922
合計	67,096,524	311,824	288,448	266,012	243,020	12,955,922

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 152,124 千円については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 77,099 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (※1)	78,813,552	1,960,629	1,529,542	112,214	284,160	23,000
合計	78,813,552	1,960,629	1,529,542	112,214	284,160	23,000

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額 (※)
貸借対照表計上額が	債 券			
取得原価又は償却原	国 債	—	—	—
価を超えるもの				
貸借対照表計上額が	債 券			
取得原価又は償却原	国 債	6,185,050	7,230,977	△1,045,927
価を超えないもの				
合 計		6,185,050	7,230,977	△1,045,927

※上記差額に繰延税金資産 78,067 千円を加えた額△967,860 千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。又、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	22,137 千円
退職給付費用	13,962 千円
退職給付の支払額	△18,500 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△14,425 千円
期末における退職給付引当金	3,174 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上

された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	367,813 千円
確定給付企業年金制度	△364,638 千円
未積立退職給付債務	3,174 千円
退職給付引当金	3,174 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	13,962 千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 9,510 千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、74,094 千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 税効果会計の適用に伴う事項

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
其他有価証券評価差額金	289,303 千円
減損損失	76,313 千円
資産除去債務	8,213 千円
役員退職慰労引当金	3,960 千円
期末特別手当	3,395 千円
外部出資評価損	3,074 千円
未払事業税	1,004 千円
退職給付引当金	878 千円
貸付金利息不計上	538 千円
貸倒引当金	165 千円
その他	290 千円
繰延税金資産小計	387,139 千円
評価性引当額	△298,894 千円
繰延税金資産合計（A）	88,244 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計（B）	一千円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	88,244 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

税引前当期損失となるため注記を省略しています

IX. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の建物及び構築物の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。又、一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は13～25年、割引率は1.61%～2.18%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,067 千円
時の経過による調整額	<u>63 千円</u>
期末残高	29,130 千円

2. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

5. 剰余金処分計算書

【令和5年度】

(単位:円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	551,648,761
2 剰余金処分別	165,839,344
(1) 利益準備金	50,000,000
(2) 任意積立金	100,000,000
(経営基盤安定化積立金)	(100,000,000)
(3) 出資配当金	15,839,344
3. 次期繰越剰余金	385,809,417

(注) 1. 出資配当金は年0.7%の割合です。

ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をします。

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

<別表>

(単位:千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和5年12月31日現在)
経営基盤 安定化積立金	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の雑益編入にかかる費用処理及び経営リスク等将来発生が予想される支出に備え積立てる。	800,000	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の雑益編入にかかる費用処理及び経営リスク等による支出をした年度に理事会決議によって必要と認められた額を取り崩す。	523,106

【令和6年度】

(単位：円)

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	440,589,857
2 剰余金処分数	65,902,334
(1) 任意積立金	50,000,000
(経営基盤安定化積立金)	(50,000,000)
(2) 出資配当金	15,902,334
3. 次期繰越剰余金	374,687,523

(注) 1. 出資配当金は年0.7%の割合です。

ただし、年度内の増資及び新加入については日割計算をします。

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

<別表>

(単位：千円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和6年12月31日現在)
経営基盤 安定化積立金	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の雑益編入にかかる費用処理及び経営リスク等将来発生が予想される支出に備え積立てる。	800,000	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	施設の更新・減損損失の発生・睡眠貯金の雑益編入にかかる費用処理及び経営リスク等による支出をした年度に理事会決議によって必要と認められた額を取り崩す。	623,106

6. 部門別損益計算書

(令和5年度部門別損益計算書)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,294,445	443,941	307,014	588,007	954,215	1,266	
事業費用 ②	1,254,218	48,394	15,150	444,214	739,391	7,067	
事業総利益③ (①－②)	1,040,227	395,547	291,863	143,793	214,824	△5,801	
事業管理費 ④	1,0001,685	346,325	207,802	196,204	235,561	15,792	
(うち減価償却費⑤)	(26,227)	(8,172)	(4,297)	(9,013)	(4,578)	(165)	
(うち人件費⑤´)	(669,299)	(188,033)	(170,175)	(130,922)	(166,949)	(13,220)	
※うち共通管理費⑥		124,158	61,804	50,646	60,906	2,515	△300,031
(うち減価償却費⑦)		(8,172)	(4,067)	(3,333)	(4,008)	(165)	(△19,746)
(うち人件費⑦´)		(62,833)	(31,277)	(25,629)	(30,822)	(1,272)	(△151,833)
事業利益⑧ (③－④)	38,541	49,222	84,061	△52,412	△20,737	△21,593	
事業外収益 ⑨	168,278	150,208	12,479	2,549	2,929	113	
※うち共通分⑩		5,592	2,783	2,281	2,743	113	△13,512
事業外費用 ⑪	301	70	34	162	34	1	
※うち共通分⑫		69	34	28	34	1	△166
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	206,519	199,360	96,506	△50,025	△17,842	△21,481	
特別利益 ⑭	704	—	—	—	704	—	
※うち共通分⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	331,514	172,603	55,314	45,743	55,604	2,250	
※うち共通分⑰		111,123	55,314	45,327	54,511	2,250	△268,525
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	△124,290	26,757	41,192	△95,768	△72,742	△23,731	
営農指導事業分配賦額⑲		8,974	6,622	3,262	4,873	△23,731	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	△124,290	17,783	34,570	△99,030	△77,615		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (事業総利益割＋人件費を除く管理費割＋人頭割) / 3

(2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連事業	生活その他事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	41.4	20.6	16.9	20.3	0.8	100%
営 農 指 導 事 業	37.9	27.9	13.7	20.5		100%

3. ①②は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

(令和6年度部門別損益計算書)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,473,305	493,672	303,313	557,575	1,117,540	1,201	
事業費用 ②	1,393,414	61,080	15,192	426,421	882,186	8,534	
事業総利益③ (①－②)	1,079,891	432,592	288,121	131,154	235,354	△7,333	
事業管理費 ④	1,020,850	367,438	201,344	197,596	239,568	14,902	
(うち減価償却費⑤)	(26,132)	(8,314)	(4,063)	(9,004)	(4,628)	(123)	
(うち人件費⑤´)	(679,718)	(196,464)	(165,023)	(131,082)	(173,873)	(13,276)	
※うち共通管理費⑥		133,723	61,623	49,829	62,263	1,972	△309,412
(うち減価償却費⑦)		(8,314)	(3,832)	(3,099)	(3,872)	(123)	(△19,240)
(うち人件費⑦´)		(69,154)	(31,868)	(25,770)	(32,199)	(1,019)	(△160,010)
事業利益⑧ (③－④)	59,040	65,154	86,777	△66,442	△4,214	△22,235	
事業外収益 ⑨	20,206	4,816	11,507	1,777	2,048	58	
※うち共通分⑩		3,930	1,811	1,464	1,830	58	△9,093
事業外費用 ⑪	504	167	77	180	78	2	
※うち共通分⑫		167	77	62	78	2	△386
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	78,743	69,803	98,207	△64,845	△2,244	△22,179	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	1,107,608	478,698	220,591	178,380	222,884	7,055	
※うち共通分⑰		478,698	220,591	178,380	222,884	7,055	△1,107,608
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	△1,028,864	△408,895	△122,384	△243,225	△225,128	△29,234	
営農指導事業分配賦額⑲		11,636	7,745	3,526	6,327	△29,234	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	△1,028,864	△420,531	△130,129	△246,751	△231,455		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 (事業総利益割＋人件費を除く管理費割＋人頭割) / 3

(2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	43.3	19.9	16.1	20.1	0.6	100%
営農指導事業	39.8	26.5	12.1	21.6		100%

3. ①②は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年4月22日
木更津市農業協同組合
代表理事組合長 石渡 肇

8. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	2,571	2,325	2,189	2,294	2,473
信用事業収益	493	485	438	443	493
共済事業収益	354	338	327	307	303
農業関連事業収益	747	625	536	588	557
その他事業収益	975	876	888	954	1,117
経常利益	49	93	55	206	78
当期剰余金	91	38	29	△91	△746
出 資 金	2,268	2,295	2,304	2,331	2,369
（出資口数）	(2,268,581口)	(2,295,205口)	(2,304,350口)	(2,331,041口)	(2,369,328口)
純 資 産 額	5,216	5,225	4,602	4,554	3,566
総 資 産 額	92,083	90,115	89,722	89,310	87,333
貯 金 等 残 高	85,092	83,350	83,607	83,276	82,723
貸 出 金 残 高	4,404	5,407	6,630	7,493	7,430
有 価 証 券 残 高	5,162	5,127	5,578	6,112	6,185
剰余金配当金額	17	15	15	15	15
出資配当額	17	15	15	15	15
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職 員 数	142人	143人	133人	129人	129人
単体自己資本比率	12.79%	12.88%	12.82%	13.33%	14.12%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。
 5. 令和4年度から経常収益(事業収益)は総額で表示しているため損益計算書における金額とは一致しません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	3 9 1	4 2 7	3 6
役 務 取 引 等 収 支	1 7	1 7	△ 0
その他信用事業収支	△ 1 3	△ 1 2	1
信用事業粗利益	4 0 8	4 4 5	3 7
（信用事業粗利益率）	(0. 4 9)	(0. 5 3)	(0. 0 4)
事業粗利益	1, 0 6 8	1, 1 2 7	5 9
（事業粗利益率）	(1. 1 6)	(1. 2 3)	(0. 0 7)
事業純益	6 6	1 0 7	4 1
実質事業純益	6 6	1 0 7	4 1
コア事業純益	6 6	1 0 7	4 1
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	6 6	1 0 7	4 1

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	82,120	392	0.47	82,134	447	0.54
うち 預 金	68,314	280	0.41	67,300	344	0.51
うち 有 価 証 券	6,793	32	0.48	7,169	35	0.50
うち 貸 出 金	7,011	79	1.13	7,665	67	0.88
資 金 調 達 勘 定	82,949	5	0.00	83,044	18	0.02
うち貯金・定期積金	82,949	5	0.00	83,044	18	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.20	—	—	0.28

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	1 3	5 5
うち 預 金	△ 6	6 4
うち 有 価 証 券	1 4	2
うち 貸 出 金	6	△ 1 1
支 払 利 息	△ 1	1 3
うち貯金・定期積金	△ 1	1 3
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	1 5	4 2

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	43,298 (52.19)	44,463 (53.54)	1,164
定 期 性 貯 金	39,632 (47.77)	38,560 (46.43)	△1,072
そ の 他 の 貯 金	18 (0.02)	21 (0.03)	3
計	82,949 (100.00)	83,044 (100.00)	95
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	82,949 (100.00)	83,044 (100.00)	95

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	38,892 (100.00)	37,384 (100.00)	△1,507
うち固定金利定期	38,890 (99.99)	37,380 (99.99)	△1,509
うち変動金利定期	1 (0.01)	3 (0.01)	1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	1	0	0
証 書 貸 付	6, 8 3 6	7, 5 0 6	6 7 0
当 座 貸 越	1 7 4	1 5 8	△ 1 6
割 引 手 形	—	—	—
合 計	7, 0 1 1	7, 6 6 5	6 5 3

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	619 (8.26)	622 (8.37)	3
変 動 金 利 貸 出	6,873 (91.72)	6,808 (91.61)	△65
合 計	7,493 (100.00)	7,430 (100.00)	△62

(注) () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	93	88	△4
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	32	26	△6
小 計	125	114	△10
農業信用基金協会保証	2,810	2,912	102
そ の 他 保 証	3,770	4,181	411
小 計	6,580	7,093	513
信 用	787	222	△565
合 計	7,493	7,430	△62

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	629 (52.15)	547 (94.30)	△81
運 転 資 金	577 (47.84)	33 (5.69)	△543
合 計	1,206 (100.00)	580 (100.00)	△625

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	351 (4.68)	312 (4.20)	△392
林 業	0 (0.00)	9 (0.12)	9
水 産 業	23 (0.30)	22 (0.30)	△1
製 造 業	1,113 (14.85)	1,265 (17.03)	152
鉱 業	62 (0.82)	58 (0.78)	△4
建 設 ・ 不 動 産 業	693 (9.24)	662 (8.91)	△30
電気・ガス・熱供給水道業	88 (1.17)	117 (1.57)	28
運 輸 ・ 通 信 業	644 (8.59)	727 (9.79)	83
金 融 ・ 保 険 業	643 (8.58)	94 (1.26)	△549
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,207 (16.10)	1,415 (19.05)	208
地 方 公 共 団 体	— (—)	— (—)	—
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	—
そ の 他	2,665 (35.56)	2,745 (36.94)	79
合 計	7,493 (100.00)	7,430 (100.00)	△62

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	415	381	△33
耕作	43	30	△13
野菜・園芸	46	39	△6
果樹・樹園農業	7	5	△2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	143	143	0
養鶏・養卵	—	—	—
その他農業	173	163	△10
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	415	381	△33

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社が含まれます。

2) 資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	322	296	△25
農 業 制 度 資 金	92	84	△7
農業近代化資金	87	82	△5
その他制度資金	4	2	△1
合 計	415	381	△33

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の
保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	77	76	—	1	77
	令和6年度	77	76	—	0	77
危険債権	令和5年度	44	40	3	—	44
	令和6年度	65	65	—	—	65
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	122	117	3	1	122
	令和6年度	142	142	—	0	142
正常債権	令和5年度	7,381				
	令和6年度	7,293				
合 計	令和5年度	7,504				
	令和6年度	7,436				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債権者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債権者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況（法定）

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	63	1	61	1	1	1	0	—	1	0
合 計	63	1	61	1	1	1	0	—	1	0

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	18,754	105,070	18,898	102,783
	金 額	7,800	18,447	9,269	20,057
代金取立為替	件 数	1	—	1	—
	金 額	0	—	1	—
雑 為 替	件 数	496	28	423	32
	金 額	236	0	260	5
合 計	件 数	19,251	105,098	19,322	102,815
	金 額	8,037	18,448	9,531	20,062

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	6,793	7,169	375
地 方 債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	6,793	7,169	375

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
令和5年度								
国 債	—	—	—	—	—	6,112	—	6,112
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	—	6,185	—	6,185
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	6,112	6,834	△721	6,185	7,230	△1,045
	国債	6,112	6,834	△721	6,185	7,230	△1,045
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	6,112	6,834	△721	6,185	7,230	△1,045
合 計		6,112	6,834	△721	6,185	7,230	△1,045

②金銭の信託の時価情報

【運用目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

【満期保有目的の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの
満期保有 目的の金 銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【その他の金銭の信託】

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの
その他の 金銭の信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	6,126	52,190,147	6,072	49,600,122
	定 期 生 命 共 済	204	2,240,600	202	2,193,600
	養 老 生 命 共 済	1,340	8,504,528	1,117	7,303,871
	うちこども共済	685	3,957,102	642	3,614,602
	医 療 共 済	2,601	2,946,250	2,588	2,750,750
	が ん 共 済	301	115,000	313	115,500
	定 期 医 療 共 済	130	297,500	125	295,700
	介 護 共 済	182	428,649	233	621,881
	認 知 症 共 済	31		33	
	生 活 障 害 共 済	11		13	
	特定重度疾病共済	55		70	
	年 金 共 済	3,384	20,000	3,301	20,000
	建 物 更 生 共 済	10,429	145,480,750	10,214	144,892,908
合 計		24,794	212,223,425	24,281	207,794,334

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		2,601	14,187	2,588	13,563
			66,496		79,726
が ん 共 済		301	2,062	313	2,142
定 期 医 療 共 済		130	661	125	638
合 計		3,032	16,910	3,026	16,343
			66,496		79,726

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	182	530,132	233	777,534
認 知 症 共 済	31	48,200	33	47,700
生活障害共済（一時金型）	6	32,500	8	39,500
生活障害共済（定期年金）	5	4,600	5	4,600
特定重度疾病共済	55	53,200	70	71,700
合 計	279	668,632	349	941,034

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,217	1,332,239	2,155	1,281,549
年 金 開 始 後	1,167	770,956	1,146	741,788
合 計	3,384	2,103,196	3,301	2,023,338

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金 額	掛 金	件数	金 額	掛 金
火 災 共 済	452	5,323,140	5,611	434	5,014,240	5,109
自 動 車 共 済	3,528		150,103	3,605		156,069
傷 害 共 済	1,981	5,684,000	709	2,403	7,471,500	751
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	131		345	139		382
自 賠 責 共 済	831		13,738	882		14,111
合 計	6,923		170,508	7,463		176,423

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当なし

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
		供給・取扱高	供給・取扱高
生産資材	肥 料	141,655	121,716
	農 薬	84,712	83,876
	飼 料	2,039	2,105
	畜産資材	764	703
	種 苗 類	31,645	32,832
	温床資材	6,881	6,977
	その他生産資材	94,213	61,814
	農業機械	107,241	90,090
	自動車(除く二輪)	47,042	43,719
	計	516,195	443,837
生活物資	米	319,551	470,556
	食 品	98,626	105,361
	生活資材	12,286	11,542
	耐久資材	36,895	69,322
	L P ガス	54,464	53,281
	ガス器具	6,018	6,284
	計	527,842	716,347
	合 計	1,044,038	1,160,185

※供給・取扱高は総額で表示しているため、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	292,405	628,526
麦	—	—
豆・雑穀	18,012	20,499
野菜	221,070	213,152
果実	36,654	27,832
花き・花木	—	—
林産物	326	533
その他	—	—
合 計	568,467	890,542

※取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	販 売 高	販 売 高
青果物	5,468	41,970
雑穀	—	882
合 計	5,468	42,853

※販売高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

③直売所販売品

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取 扱 高	取 扱 高
食 品	39,102	35,731
生活資材	10,928	10,455
合 計	50,030	46,186

※取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	11,613	12,723
費 用	2,338	1,999
差 引	9,274	10,724

(4) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
収 益	495	1,090
費 用	94	66
差 引	400	1,023

(5) その他の事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収益	資産管理事業	25,695	10,294
	白蟻駆除事業	6,989	5,700
	観光事業	1,583	3,570
	計	34,267	19,564
費用	資産管理事業	961	387
	白蟻駆除事業	△0	0
	観光事業	1,423	3,255
	計	2,384	3,642

(6) 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	指導補助金	4,610	4,314
	実費収入	2,938	2,777
	計	7,549	7,091
支出	営農改善費	581	581
	生活改善費	20	17
	組織強化費	16,309	16,865
	農政活動費	319	322
	教育情報費	4,538	4,583
	健康活動費	3,079	2,881
	計	24,849	25,251

(7) 特別会計

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収益	農機具修理事業	49,800	51,739
	自動車修理事業	58,095	62,028
	ガソリンスタンド事業	79,524	76,098
	祭司事業	176,426	165,588
	計	363,847	355,453
費用	農機具修理事業	25,222	25,170
	自動車修理事業	21,671	25,072
	ガソリンスタンド事業	71,069	68,805
	祭司事業	120,301	109,144
	計	238,264	228,192

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.08	△0.14
資本経常利益率	3.82	1.47	△2.35
総資産当期純利益率	△0.10	△0.81	△0.71
資本当期純利益率	△1.69	△14.01	△12.32

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8. 9 9	8. 9 8	△0. 0 1
	期中平均	8. 4 5	9. 2 3	0. 7 8
貯 証 率	期 末	7. 3 4	7. 4 7	0. 1 3
	期中平均	8. 1 9	8. 6 3	0. 4 4

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
信用事業	貯 金 残 高	6 4 5	6 4 1
	貸 出 金 残 高	5 8	5 7
共済事業	長 期 共 済 保 有 高	1, 6 4 5	1, 6 1 0
経済事業	購 買 品 取 扱 高	8	8
	販 売 品 取 扱 高	4	7

(注) 計算根拠となった職員数：令和5年度129人・令和6年度129人

4. 一店舗当たり指標

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貯 金 残 高	20,819	20,680
貸 出 金 残 高	1,873	1,857
長 期 共 済 保 有 高	53,055	51,948
購 買 品 取 扱 高	261	290

(注) 計算根拠となった店舗数：信用事業及び共済事業4(支店)・購買事業4(本店・各経済センター)

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円, %)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,951	4,011
うち、出資金及び資本準備金の額	2,331	2,369
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,654	1,693
うち、外部流出予定額(△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	18	35
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	81	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,032	4,011
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	16	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

(単位：百万円，％)

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16	15
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	4,016	3,995
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,005	26,163
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,808	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,808	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,121	2,133
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	30,126	28,296
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	13.33%	14.12%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円，％)

信用リスク・アセット		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4%
	現金	574	-	-	482	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,839	-	-	7,236	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,419	13,683	547	66,905	13,381	535
	法人等向け	1	-	-	1	-	-
	中小企業等向け及び個人向け	165	64	2	147	53	2
	抵当権付住宅ローン	3,633	727	29	4,007	801	32
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	89	52	2	82	43	1
	取立未済手形	17	3	0	14	2	0
	信用保証協会等保証付	2,812	277	11	2,915	288	11
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	274	274	10	274	274	10
	（うち出資等のエクスポージャー）	274	274	10	274	274	10
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	上記以外	5,358	11,112	444	5,529	11,318	452
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,848	9,620	384	3,842	9,605	384
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	28	70	2
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,510	1,492	59	1,659	1,641	65

信用リスク・アセット		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本 額 b = a × 4%
信用リスク・アセット	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額	-	1,808	72	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	88,186	28,005	1,120	87,596	26,163	1,046
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）		88,186	28,005	1,120	87,596	26,163	1,046
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額		オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額		所要自己資本 額	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額		所要自己資本 額
		a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
		<基礎的手法>		2,121	84	2,133	85
所要自己資本額計		リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本 額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本 額
		a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
		30,126		1,205	28,296		1,131

（注）

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの半定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの半定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーディング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための独自のものです。

(イ) リスク・ウエイトの半定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	88,186	7,507	6,839	-	89	87,596	7,439	7,236	-	82
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		88,186	7,507	6,839	-	89	87,596	7,439	7,236	-	82
法人	農業	52	52	-	-	52	52	52	-	-	52
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	68,985	547	-	-	-	66,919	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	6,839	-	6,839	-	-	7,236	-	7,236	-	-
	上記以外	3,578	3	-	-	-	4,123	6	-	-	-
	個人	6,902	6,902	-	-	36	7,379	7,379	-	-	29
	その他	1,828	1	-	-	-	1,885	1	-	-	-
業種別残高計		88,186	7,507	6,839	-	89	87,596	7,439	7,236	-	82
	1年以下	68,219	33	-	-		66,644	25	-	-	
	1年超3年以下	105	105	-	-		95	95	-	-	
	3年超5年以下	219	219	-	-		183	183	-	-	
	5年超7年以下	101	101	-	-		124	124	-	-	
	7年超10年以下	107	107	-	-		533	134	399	-	
	10年超	13,533	6,694	6,839	-		13,480	6,643	6,836	-	
	期限の定めのないもの	5,898	244	-	-		6,534	233	-	-	
残存期間別残高計		88,186	7,507	6,839	-		87,596	7,439	7,236	-	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増 加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増 加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0
個別貸倒引当金	63	1	61	1	1	1	0	-	1	0

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首残高	期中増 加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増 加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地域別計	国内	63	1	61	1	1		1	0	-	1	0	
	国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
		63	1	61	1	1		1	0	-	1	0	
法人	農業	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		63	1	61	1	1	-	1	0	-	1	0	-
業種別計		63	1	61	1	1	0	1	0	-	1	0	0

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	7,553	7,553	—	7,852	7,852
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	2,777	2,777	—	2,881	2,881
	リスク・ウェイト 20%	—	72,052	72,052	—	70,914	70,914
	リスク・ウェイト 35%	—	11	11	—	7	7
	リスク・ウェイト 50%	—	81	81	—	78	78
	リスク・ウェイト 75%	—	86	86	—	71	71
	リスク・ウェイト 100%	—	3,576	3,576	—	1,918	1,918
	リスク・ウェイト 150%	—	8	8	—	1	1
	リスク・ウェイト 250%	—	3,848	3,848	—	3,870	3,870
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	90,496	89,995	—	87,596	87,596

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを参入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	0	—	—	—	—	—
抵当権住宅ローン	—	3,615	—	—	3,994	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	0	—	—	—	—	—
合 計	1	3,615	—	—	3,994	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを ①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。資金運用課は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。資金運用課が行った取引についてはリスク対応課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	3,575	3,575	4,117	4,117
合 計	3,575	3,575	4,117	4,117

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

子会社・関連会社はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の監理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

・毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 JA の金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・ 内部モデル使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、有価証券（国債）の購入等によるものです。
 - ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	452	578	64	38
2	下方パラレルシフト	△633	△987	△13	5
3	スティープ化	532	749		
4	フラット化	△432	△563		
5	短期金利上昇	△73	△95		
6	短期金利低下	151	139		
7	最大値	532	749	64	38
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,995		4,016	

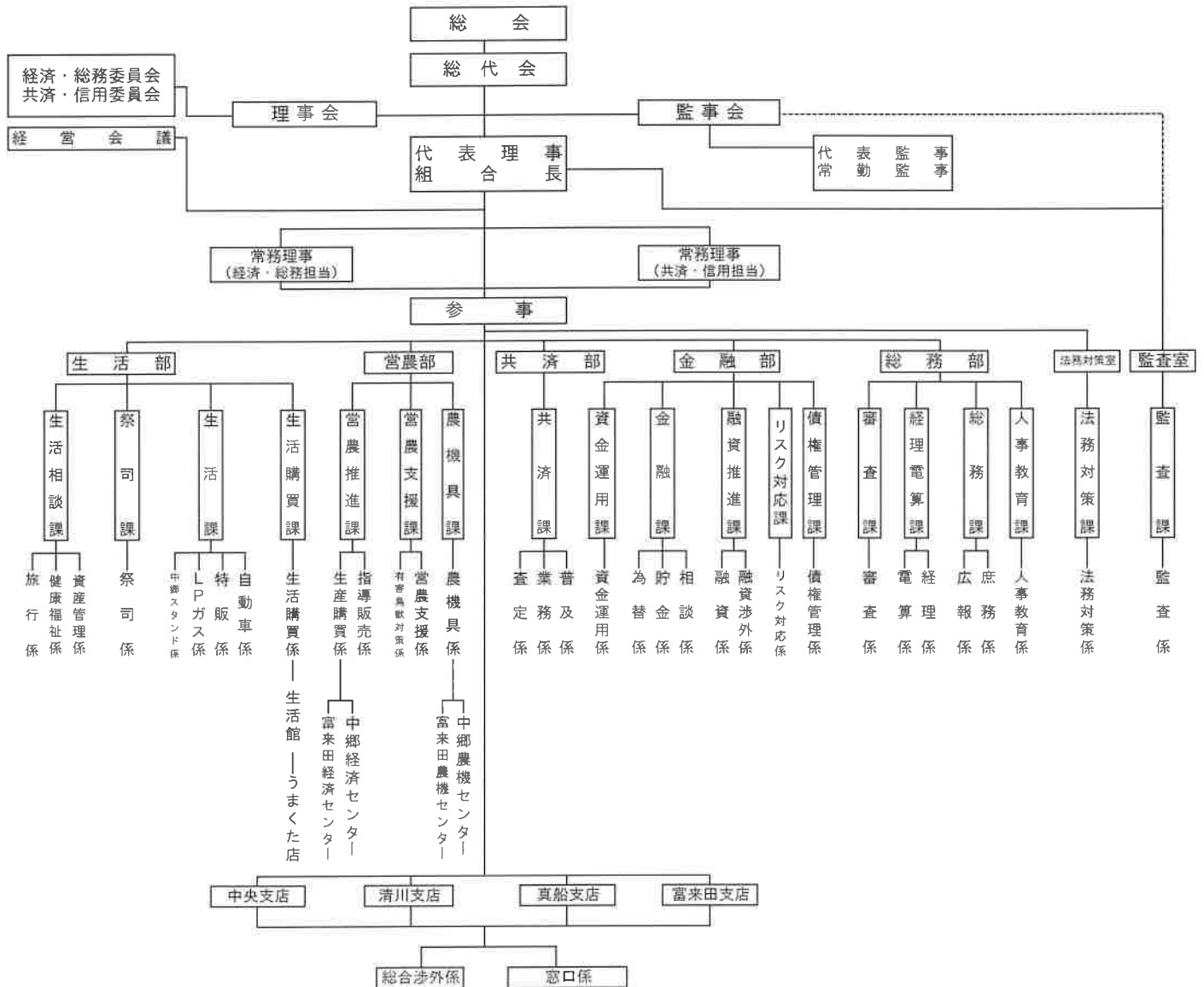
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【JAの概況】

1. 機構図

本店：5部2室19課33係

支店：4支店2係



2. 役員構成（役員一覧）

（令和6年12月末現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	石 渡 肇	理 事	石 井 和 雄
常 務 理 事	善 場 稔	〃	鈴 木 正
〃	石 井 恵 一	〃	斉 藤 高 根
理 事	荒 井 克 己	〃	鹿 嶋 恵 子
〃	安 藤 生 男	〃	秋 本 美 恵 子
〃	鈴 木 清	代 表 監 事	原 田 豊
〃	山 口 守 弘	常勤監事（員外）	縄 野 一 夫
〃	堀 切 俊 一	監 事	元 木 栄
〃	林 豊 彦	〃	地 曳 広 志
〃	中 山 正 明	〃	石 井 和 夫
〃	竹 内 方 宏		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年12月31日現在）

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	3, 9 6 9	3, 8 8 6	△ 8 3
個 人	3, 9 5 3	3, 8 7 0	△ 8 3
法 人	1 6	1 6	—
准 組 合 員	4, 4 9 4	4, 4 5 6	△ 3 8
個 人	4, 4 7 5	4, 4 3 8	△ 3 7
法 人	1 9	1 8	△ 1
合 計	8, 4 6 3	8, 3 4 2	△ 1 2 1

5. 組合員組織の状況

※ 令和6年12月31日現在の内容です

組織名	代表者氏名	構成員数	担当部署
組織代表者会議		49	総務部
地区別運営委員会	鈴木 義信	30	
支部長会		157	
退職常勤役職員会	飯塚 浩	35	
文芸クラブ	見渡 信夫	5	
女性部	鹿嶋 恵子	67	生活部
健康管理推進委員会	石渡 肇	30	
貸家経営友の会	小泉 武	46	
建友会	土方 克則	7	
多面的機能発揮促進事業連絡協議会（20団体）	安藤 一男	—	営農部
青壮年部	山田 和也	11	
南長須賀出荷組合	小籠 羊一	24	
木更津市椎茸生産組合	柴 崙 勲	4	
丸高出荷組合	岡本 勇	47	
栗組合	鳶野 知明	1	
木更津市矢那梨組合	長谷川 博	6	
木更津水耕組合	中山 正明	1	
木更津市園芸出荷組合	竹内 和義	32	
木更津市中郷梨組合	渡辺 光雄	24	
富来田稲作部会	安田 一男	188	
富来田梨栽培者組合	林 憲司	5	
ブルーベリー部会	榎本 耕一	38	
富来田きゅうり部会	金子 一夫	2	
八万台出荷組合	秋葉 博幸	9	
花卉園芸組合	佐久間 誠増	3	
木更津市酪農組合	小原 敦	3	
稲作研究会	宮崎 孝行	17	
矢那園芸研究会	村松 久	9	
椿・菅生営農組合	磯貝 清一	5	
牛袋リバーサイド農機組合	渡辺 光雄	5	
農事組合法人上望陀	中川 啓大	3	
下望陀営農組合	吉田 敏雄	3	
下望陀SKK	渡辺 英晃	5	
土器崎営農組合	安田 一男	4	
年金友の会	中原 繁	4,105	金融部
青色申告会	安藤 生男	55	
自転車軽自動車商協同組合木更津支部	高梨 豊	9	共済部
自動車・自賠責共済代理店協議会	荻込 光夫	10	

当組合の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況（令和6年12月末現在）

該当はありません。

7. 地区一覧

木更津市一円が区域です。

8. 沿革・あゆみ

年 度	主 要 事 項
昭和38年	・ 6農協の合併により、新木更津市農業協同組合創立 - 第1次合併参加農協 - 木更津市金田農業協同組合 木更津市岩根農業協同組合 - 木更津市中央農業協同組合 木更津市清川農業協同組合 - 木更津市真船農業協同組合 鎌足農業協同組合
昭和39年	・ 第1回県下一斉皆貯金実施
昭和40年	・ 貯金10億円達成
昭和41年	・ 第2次合併，名称を木更津市農業協同組合と改める 2次合併農協 木更津市農業協同組合 波岡農業協同組合
昭和43年	・ 本店事務所新築竣工
昭和44年	・ 金田支店，鎌足支店新事務所竣工
昭和45年	・ 岩根支店，真船支店新事務所竣工
昭和46年	・ 中央支店清見台営業所を開設 ・ 貯金50億円，長期共済保有100億円達成大会開催
昭和47年	・ 貯金業務オフライン稼働 ・ 創立10周年記念大会開催 ・ 中央支店清見台営業所独立して清見台支店となる
昭和48年	・ 第3次合併 第3次合併農協 中郷農業協同組合 ・ 総代制度発足，第1回総代選挙行われる ・ 貯金100億円，長期共済保有211億円達成
昭和49年	・ 内国為替取引開始
昭和50年	・ 清川支店事務所移転
昭和51年	・ 第1回農協まつり開催 テーマ「協同の実践で物と心の豊かさを」 - 葬祭事業開始
昭和52年	・ 貯金業務第1次オンライン稼働，総合口座取扱開始 ・ 第七支店新事務所竣工，名称を波岡支店に改める
昭和53年	・ 木更津市農協創立15周年記念式典開催
昭和54年	・ 貯金200億円達成
昭和55年	・ 中郷農機センター完成
昭和56年	・ 農協期日指定定期貯金取扱開始
昭和57年	・ 長期共済保有1000億円達成
昭和58年	・ 太田支店開設 ・ 貯金300億円達成 ・ 木更津市農協創立20周年記念式典開催 ・ 農協カードローン取扱開始，協同カード取扱開始

年 度	主 要 事 項
昭 和 5 9 年	・ 信用業務第2次オンラインスタート 全国農協貯金ネットサービス開始 ・ 共済戸当たり保有3000万円達成
昭 和 6 0 年	・ 共済部新設 ・ 市場金利連動型貯金取扱開始
昭 和 6 1 年	・ 真船支店新店舗オープン ・ 購買オンラインスタート
昭 和 6 2 年	・ 岩根支店改装 ・ 貯金400億円達成
昭 和 6 3 年	・ 木更津市農協創立25周年記念式典開催 ・ 新共同購入運動スタート ・ 第4次合併で市内1農協が実現 4次合併農協 木更津市富来田農業協同組合
平 成 元 年	・ 貯金600億円達成 ・ 不動産センター開設
平 成 2 年	・ 貯金800億円達成
平 成 3 年	・ 国内旅行業開始, 「農協観光きさらづ」オープン ・ サンデーバンキングスタート ・ スーパー定期取扱開始 ・ 貯金900億円達成 ・ 長期共済保有高3000億円達成
平 成 4 年	・ 農協の愛称「JA」としてスタート ・ 外貨両替業務スタート ・ 予保冷库竣工
平 成 5 年	・ JA木更津市創立30周年記念式典開催
平 成 6 年	・ 清川支店事務所移転 ・ 信用業務第3次オンラインスタート
平 成 7 年	・ 金田支店事務所移転 ・ 富来田農機センター増築
平 成 8 年	・ 中央, 中郷, 富来田経済センター業務開始
平 成 9 年	・ ATMの稼働時間延長, 土・日営業開始
平 成 1 0 年	・ JA木更津市創立35周年記念事業実施
平 成 1 1 年	・ 中郷農機センター移転
平 成 1 2 年	・ 年末即売会実施
平 成 1 3 年	・ JA木更津市福社会館オープン ・ 木更津市役所内ATMオープン
平 成 1 4 年	・ 営農館、生活館オープン
平 成 1 5 年	・ 「花ほたる」オープン

年 度	主 要 事 項
平成 1 6 年	・土曜営業開始
平成 1 7 年	・店舗再構築の実施 鎌足支店を太田支店・波岡支店を真船支店・清見台支店を中央支店 中郷支店を清川支店・下郡支店を富来田支店に統合
平成 1 8 年	・ふれあい営農相談員制度スタート
平成 1 9 年	・「花ほたる」閉園
平成 2 0 年	・市内小中学校給食への木更津産米の供給開始
平成 2 1 年	・医療講演会を開催（５月・７月）
平成 2 2 年	・水稻耐暑性品種「にこまる」の試験栽培
平成 2 3 年	・みどりのカーテン作戦運動の展開
平成 2 4 年	・ＴＰＰ交渉参加反対に関する要請書を市に提出 ４団体連名 JA 木更津市・木更津市農業委員会 ぼうそう農業共済組合・うちぼうミルク農業協同組合
平成 2 5 年	・中郷スタンド改修により，リニューアル
平成 2 6 年	・三井アウトレットパーク木更津内 果汁工房への果樹類の供給開始
平成 2 7 年	・平成 31 年度「第 21 回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」木更津市での開催を木更津市と連名で招致、承諾される
平成 2 8 年	・消費者向け「オピニオン紙」発刊
平成 2 9 年	・超早期米ゴールドプレミアム・ダイヤモンド米物語の試験栽培 ・有害鳥獣忌避装置スーパーモンスターウルフの試験設置 ・巡回食料品販売車「訪問生活館」による販売開始
平成 3 0 年	・「第 21 回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 木更津」に向けた プレイベント「木更津産米」食味分析コンクール開催
令和 元 年	・「第 21 回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」開催
令和 2 年	・木更津産ブルーベリーを使用し、なごみの米屋が製造した「ブルーベリー羊羹」販売 ・店外ＡＴＭ（駅前・鎌足・中郷・下郡）の営業終了
令和 3 年	・店舗再構築の実施 岩根支店・金田支店を中央支店 太田支店を清川支店及び真船支店に統合
令和 4 年	・ＪＡ木更津市農業無料職業紹介所を開設
令和 5 年	・営農部営農支援課新設
令和 6 年	・ＪＡ木更津市農業振興計画(2024 年度～2028 年度)を策定 ・地元特産品のブルーベリーを使用した「木更津ブルーベリーゼリー」販売 ・営農館閉館

9. 店舗等のご案内

令和6年12月末現在

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM 設置 台 数
本 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 0501	
中 央 支 店	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 23 - 8731	2 台
清 川 支 店	〒292-0035 木更津市中尾 1919 - 2	0438 - 98 - 0221	2 台
真 船 支 店	〒292-0803 木更津市幸町 2 - 1 - 1	0438 - 36 - 1212	2 台
富 来 田 支 店	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5311	1 台
生 活 館	〒292-0054 木更津市長須賀 382	0438 - 25 - 8711	—
中郷経済センター	〒292-0026 木更津市井尻 503	0438 - 98 - 6681	—
富来田経済センター	〒292-0201 木更津市真里谷 108	0438 - 53 - 5313	—
中郷農機センター	〒292-0026 木更津市井尻 525-1	0438 - 98 - 0279	—
富来田農機センター	〒292-0213 木更津市下内橋 100-1	0438 - 53 - 3311	—
中 郷 給 油 所	〒292-0026 木更津市井尻 524	0438 - 98 - 7453	—

○法定開示項目掲載ページ一覧

□ 事業の概況（令和6年度）	2
□ 地域貢献情報	4
□ リスク管理の状況	8
□ 自己資本の状況	12
□ 主な事業の内容	13
□ 貸借対照表	18
□ 損益計算書	19
□ 注記表	21
□ 剰余金処分計算書	41
□ 最近の5事業年度の主要な経営指標	46
□ 利益総括表	46
□ 資金運用収支の内訳	47
□ 受取・支払利息の増減額	47
□ 貯金に関する指標	48
□ 科目別貯金平均残高	48
□ 定期貯金残高	48
□ 貸出金等に関する指標	48
□ 科目別貸出金平均残高	48
□ 貸出金の金利条件別内訳残高	49
□ 貸出金の担保別内訳残高	49
□ 債務保証見返額の担保別内訳残高	49
□ 貸出金の使途別内訳残高	49
□ 貸出金の業種別残高	50
□ 主要な農業関係の貸出金残高	50
□ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	52
□ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権状況	52
□ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
□ 貸出金償却の額	53
□ 内国為替取扱実績	53
□ 有価証券に関する指標	54
□ 種類別有価証券平均残高	54
□ 商品有価証券種類別平均残高	54
□ 有価証券残存期間別残高	54
□ 有価証券等の時価情報等	55
□ 有価証券の時価情報	55
□ 金銭の信託の時価情報	56
□ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	57
□ 利益率	63
□ 貯貸率・貯証率	63
□ 自己資本の充実の状況	64
□ 自己資本の構成に関する事項	66
□ 自己資本の充実度に関する事項	66
□ 信用リスクに関する事項	68
□ 信用リスク削減手法に関する事項	72
□ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
□ 証券化エクスポージャーに関する事項	74
□ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
□ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	75
□ 金利リスクに関する事項	76
□ 機構図	79
□ 役員構成（役員一覧）	80
□ 特定信用事業代理業者の状況	81
□ 店舗等のご案内	85